

2019年2月1日

各位

**「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」の一部変更について**

株式会社山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、銀行法の一部を改正する法律（2017年6月2日公布）に基づき、2018年2月28日に公表した「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」について連携予定時期や内容を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、電子決済等代行業者との連携および協働を進め、お客さまの利便性向上および利用者保護に取り組んでまいります。

なお、「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」の内容は、次ページをご覧ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
広報 CSR 戦略室 二宮  
TEL 023-623-1221（代表）

## 電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針

当行の電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針は、以下のとおりです。これを変更する場合には、当行ホームページへの掲載によりお知らせいたします。

1. 当行は、オープン・イノベーションによるお客さまの利便性向上および利用者保護を確保する観点から、お客さまのニーズが高く、システムリスクの低い分野を中心に、電子決済等代行業者との連携および協働を図っていくことを基本方針としています。
2. 当行は、個人のお客さまの資金移動等にかかる更新系 API サービスについて 2020 年 3 月をめどに整備する予定です。法人のお客さまについては、当面、更新系 API の整備を行わない予定です。
3. 当行は、個人のお客さまおよび法人のお客さまの口座情報にかかる参照系 API サービスについて 2020 年 3 月をめどに整備する予定です。
4. 当行は、上記 2 および 3 の整備を行うにあたり、現在、インターネットバンキングのシステムを提供している外部システム会社に委託して設計、運用および保守を行う予定です。
5. 電子決済等代行業者との連携に関し参考となる情報  
API で提供する機能については、別紙を参照ください。
6. 当行において電子決済等代行業者との連携および協働にかかる業務を行う部門の名称および連絡先は、以下のとおりです。

山形銀行 システム企画部 （連絡先 電話 023-623-1221（代表））



(別紙) APIでご提供する機能

対象のお客さま	ご提供の機能	対象口座	ご提供時期
個人のお客さま	口座番号照会※ 口座残高照会	・普通預金口座 ・貯蓄預金口座 ・定期預金口座 ・財形預金口座 ・カードローン口座 ・投資信託口座 ・ローン口座	2020年3月
	入出金明細照会	・普通預金口座 ・貯蓄預金口座 ・カードローン口座	2020年3月
	振込・振替	・普通預金口座	2020年3月
法人のお客さま	口座番号照会 口座残高照会	・普通預金口座 ・当座預金口座 ・カードローン口座	2020年3月
	入出金明細照会	・普通預金口座 ・当座預金口座 ・カードローン口座	2020年3月

※ ローン口座除く